

2019年2月21日 全8頁

会社法制（企業統治等関係）要綱案②

株主総会関係の見直し

株主総会資料の電子提供、株主提案権の制限など

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を取りまとめた。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。
- 株主総会関連では、主な項目として、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権の濫用的な行使の制限などが盛り込まれている。
- 2019年秋の臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

はじめに

2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」（要綱案）を取りまとめた¹。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。報道等によれば、2019年秋の臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

今回の会社法改正に向けた議論は、2017年2月の法務大臣諮問を受けたものであり、日本版スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードの制定・改訂や、政府の施策（日本再興戦略、未来投資戦略など）を踏まえて、コーポレートガバナンスのさらなる強化のための会社法の見直しを行うものと評価できるだろう。

本稿では、要綱案のうち「第1部 株主総会に関する規律の見直し」について紹介する。なお、特に断らない限り、本稿では、上場会社を念頭に説明する。

¹ 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900394.html>) に掲載されている。

1. 株主総会資料の電子提供制度

【ポイント】

①株主総会資料の電子提供制度

- a. 定款の定めにより、株主の個別の承諾がなくても、会社が株主総会資料を電子提供できる仕組み（電子提供措置）を導入する。
- b. 電子提供措置を採用した会社は、次の事項などを記載した招集通知のみを発送する（株主総会の日から2週間前まで）。
 - ・ 株主総会の日時及び場所
 - ・ 株主総会の目的である事項
 - ・ 書面による議決権行使ができる場合は、その旨
 - ・ 電磁的方法による議決権行使ができる場合は、その旨
 - ・ 電子提供措置をとっている旨
 - ・ （電子提供として）EDINET を利用した場合はその旨
 - ・ その他の法務省令で定める事項（電子提供される事項（電子提供措置事項）に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレスなどを想定）
- c. 株主総会参考書類、議決権行使書面（招集通知に際して株主に交付する場合は不要）、計算書類、事業報告、連結計算書類などの内容は、株主総会の日から3週間前の日又は上記 b. の招集通知発送日のいずれか早い日（電子提供措置開始日）までに、上記 b. のウェブサイトに掲載（株主に交付する議決権行使書面に記載すべき事項は不要）。
- d. 株式会社についての有価証券報告書の提出義務会社が、電子提供措置開始日までに必要事項を記載した有価証券報告書の提出手続を EDINET により実施した場合は、ウェブサイト掲載は不要（定時株主総会に限る）。
- e. 電子提供される事項について書面の交付を希望する株主は、株主総会基準日までに書面交付請求を行う。実際の書面の交付（発送）は、b. の招集通知の発送に際して行う。
- f. 書面交付請求の有効期間は、原則、請求日から1年間。1年経過後、会社は書面交付終了の通知・催告を行うことができ、株主が催告期間（1ヶ月以上）の間に異議を述べなければ、書面交付請求は効力を失う。

②上場会社については、実質的な強制適用

- a. 振替機関（ほふり）が取り扱う株式の発行会社（上場会社等）は、①a. を定款に定めなければならない。
- b. 改正法の施行日における上場会社等は、施行日を効力発生日とする定款変更決議をしたものとみなす。

(1) 株主総会資料の電子提供とは（議論の背景）

現行法の下でも、株主総会の招集通知、参考書類、計算書類、事業報告などは、株主の個別の承諾があれば電子提供は可能である。しかし、株主一人一人から個別に承諾をとるという煩瑣な手続が必要であることなどから、あまり利用は進んでいない。

そこで、米国の Notice & Access 制度などを参考に、株主の個別の承諾がなくても、これらの株主総会資料の電子提供を可能とする仕組みを導入しようというのが「株主総会資料の電子提供制度」である。実現すれば、上場会社の株主総会資料について、印刷や発送などのコスト削減に加え、株主への早期の情報提供、内容・情報の充実などが期待される。

(2) 電子提供の開始日、招集通知の発送期限

株主への早期の情報提供の観点から、株主総会参考書類、計算書類、事業報告などの電子提供（①c.）は、株主総会の日の**3週間前**の日、又は、（株主総会の日時・場所などを記載した）招集通知（①b.）発送日のいずれか早い日（電子提供措置開始日）までに行うこととされている（2018年2月14日に取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下、中間試案）²のB案に相当）。現行の招集通知・参考書類の発送日が、原則、株主総会の日の2週間前まで（会社法299条1項、301条1項）とされていることから、1週間の前倒しとなる。

なお、（株主総会の日時・場所などを記載した）招集通知（①b.）の発送期限については、現行法と同じ、株主総会の日の2週間前までとされている（中間試案のC案に相当）。

(3) 電子提供の方法

電子提供の方法としては、例えば、自社ウェブサイトに掲載する方法が念頭にあるものと考えられる。具体的には、株主総会参考書類などに係る情報を、電子提供措置開始日から株主総会の日後3ヶ月を経過する日までの間（電子提供措置期間）、**継続して**ウェブサイトに掲載する必要がある。その裏返しとして、何らかのシステムトラブルなどの影響で、その株主総会参考書類などに係る情報を掲載したウェブサイトにはアクセスできない状態が発生した場合の電子提供の有効性が問題となり得る。

この点について要綱案は、次の(a)～(d)までのいずれにも該当する場合には、仮に、ウェブサイトにはアクセスできなくなるなど、電子提供措置の中断が発生したとしても、その効力に影響を及ぼさない、つまり、有効であるとしている。

² 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingi/shingi04900348.html>）に掲載されている。同サイトには、法務省民事局参事官室作成の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、補足説明）も掲載されている。

- (a) 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること
- (b) 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の 1/10 を超えないこと
- (c) 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の 1/10 を超えないこと
- (d) 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかに、その電子提供措置に付して、所要の情報（電子提供措置の中断が生じた旨、中断が生じた時間、中断の内容）の電子提供を行ったこと

中間試案では、株主総会資料が適切にウェブサイトに掲載されていることを調査機関によって確認するなど、電子公告の方法に準じた手続を求めることが提案されていた。しかし、要綱案では、これは削除されている。これは、上場会社であれば金融商品取引所のウェブサイトにも株主総会資料が掲載されること、電子提供した株主総会資料を株主以外の者が閲覧することができないような措置をとる会社のウェブサイトを確認する場合、その確認のためのシステムを構築することは容易でないこと、電子提供措置の中断について会社が独自にウェブサイトからのログを保存して証拠とすることが可能であること³などが理由とされている⁴。

なお、有価証券報告書の提出義務会社については、個別のウェブサイト掲載に代えて、金融商品取引法に基づく電子開示システムである EDINET を利用することも一定の要件の下で認められている⁵。すなわち、定時株主総会については、電子提供措置開始日までに、必要事項を記載した有価証券報告書（添付書類等を含む）の提出手続を、EDINET を使用して行った場合には、個別のウェブサイト掲載は不要とされている。

もともと、実務上、有価証券報告書は株主総会後に提出されるケースがほとんどであり、株主総会前に提出することは可能ではあるものの稀である。その意味で、EDINET を使用して電子提供を実施する上場会社は、それほど多くはないものと思われる。

(4) 上場会社に対する強制適用

上場会社に対しては、電子提供制度の利用を実質的に強制することが予定されている。具体的には、要綱案は、株式等振替制度上の振替株式の発行会社は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならないものとしている（②a.）。株式等振替制度の利用は、金融商品取引所への上場の要件とされていることから、新規上場する場合には、電子提供制度を採用する定款変

³ この趣旨について、必ずしも明確な説明はないが、例えば、電子提供が適切に行われたかを巡って訴訟が提起された場合、調査機関によるチェックがないとしても、会社のウェブサイトのログなどを証拠として判断することが可能であるという主張ではないかと推測される。

⁴ 会社法制（企業統治等関係）部会第 16 回会議（2018 年 8 月 29 日）部会資料 25
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900371.html> p. 6。

⁵ EDINET を使用して提出された有価証券報告書がインターネットを通じて公衆縦覧に供されることについての法令上の位置づけが明確になることが前提とされている。

更が必要となる。他方、既存の上場会社については、改正法の施行日において、その日を効力発生日とする定款変更決議があったものとみなすこととされている（②b.）。つまり、法律に基づいて、一斉に電子提供制度が強制適用されることとなる。

強制適用が開始されれば、上場会社の株主は、紙ベースでの株主総会資料の提供を希望する場合、書面交付請求（①e.）を個別に行う必要がある。上場会社は、株式等振替制度の下、株券が電子化されており、常時、その株主を把握することは困難であることから、その書面交付請求の仕組みとしては、振替機関（ほふり）や口座管理機関（証券会社など）を通じて行うことが基本となろう。

(5) 附帯決議

要綱案そのものではないが、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、要綱案の取りまとめに当たって、株主総会資料の電子提供制度について、次の附帯決議を行っている⁶。

株主総会資料の電子提供制度に関する規律については、これまでの議論及び株主総会の招集の手續に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱案に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は、株主による議案の十分な検討期間を確保するために電子提供措置を株主総会の日の3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要がある。

これを踏まえて、上場会社に対しては、金融商品取引所規則（コーポレートガバナンス・コードを含む）などを通じて、要綱案の規定する「3週間前」よりも前倒しした株主総会情報の発信（早期提供）が要求されることになるものと思われる。

2. 株主提案権

【ポイント】

- ①株主提案できる議案の数を10以内に制限（議案の数の数え方について図表1）
- ②株主提案の内容による制限（次のいずれかに該当する場合には株主提案権の行使を認めない）
 - ・専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行う場合
 - ・株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

⁶ 法務省ウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900391.html>）。

(1) 議論の背景

6ヶ月継続して総株主の議決権の1%以上の議決権又は300個以上の議決権を有する株主は、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求できる権利、すなわち株主提案権⁷を行使できる(会社法303条)。株主提案権の行使によって提案できる事項は、その株主が議決権を行使することができる事項という制限はあるものの、それ以上の制約(内容、数など)は定められていない。その結果、「近年、会社を困惑させる目的で議案が提案されたり、一人の株主により膨大な数の議案が提案されるなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が見られる」⁸との指摘がある。

そこで、濫用的な株主提案権の行使を制限するための措置を講じようというのが、要綱案のポイントである。具体的には、①株主提案できる議案数の制限と、②不適切な内容の株主提案の制限である。

なお、中間試案では、前記①②以外にも、株主提案権に関連して、その行使要件の一つである持株要件(300個以上の議決権)や、行使期限(株主総会の日から8週間前まで)の見直しについても「なお検討する」とされていた。要綱案では、これらの見直しは見送られている。

(2) 議案数の制限

株主提案できる議案数の制限⁹については、中間試案では「5」以内とする案と、「10」以内とする案があった。要綱案では「**10**」以内が採用されている。

取締役などの選解任議案や定款変更議案について、ある株主が提案しようとする議案数の数え方は図表1のように取り扱うこととされている。

図表1 株主提案権の行使により提案する議案数の数え方

議案の種類	議案数の数え方
(1) 役員等(注)の選任に関する議案	議案の数にかかわらず、1議案とみなす
(2) 役員等の解任に関する議案	議案の数にかかわらず、1議案とみなす
(3) 会計監査人を再任しないことに関する議案	議案の数にかかわらず、1議案とみなす
(4) 定款の変更に関する2以上の議案	当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを1議案とみなす

(注) ここでいう「役員等」とは、取締役、会計参与、監査役、会計監査人をいう。

(出所) 要綱案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

⁷ 厳密には、一定の事項を株主総会の目的(議題)とすることを請求できる議題提案権(会社法303条)と、既に目的(議題)として決定されている事項に対して反対提案や修正提案などを行う議案提案権(同304条)があるが、本稿では、特に断らない限り、議題提案権について述べることにする。

⁸ 会社法制(企業統治等関係)部会第1回会議(2017年4月26日)部会資料1(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900317.html>) p.2。

⁹ 厳密には、10を超える提案があった場合、その超える部分について会社は、議案の要領を招集通知等に記載することを要しない、というのが要綱案の内容である。

取締役などの選解任議案は、会社法上、1候補1議案と解されている¹⁰。要綱案は、株主提案の議案数の算定においては、選任議案であれば、選任される候補者が何人であっても、これを1議案とみなすこととしている。仮に、同じ株主総会に取締役の選任議案と監査役の選任議案を提案する場合は、役職ごとに1つ、2つ…と数えることはせず、(取締役と監査役の選任議案を)まとめて1議案とみなされるものと思われる¹¹。

他方、選任議案と解任議案については、要綱案はこれを別に定めていることから、現取締役の解任議案と新取締役の選任議案を同時に提案する場合は、それぞれ1議案(合計2議案)とカウントすることになるものと考えられる。

定款変更議案について、要綱案は、原則、株主提案の内容の事項ごとに1議案として取り扱うという前提に立つものと考えられる¹²。その上で、仮に議決の賛否が分かれた場合、「相互に矛盾する可能性がある」ものについては、例外的に、まとめて1議案とみなすこととしている。

議決の内容が「相互に矛盾する可能性がある」場合としては、例えば¹³、会社の組織形態を監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に変更したいと考える株主が、定款変更議案として、「(a)監査等委員会の設置」と「(b)監査役及び監査役会の廃止」を提案するケースが考えられるだろう。この場合、仮に(a)のみが可決され、(b)が否決されると、監査等委員会と監査役(監査役会)が並立することとなり、「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない」との会社法の規定(会社法327条4項)に違反することになるからである。

他方、例えば、現任の社内取締役の人数は維持しつつ、社外取締役の選任・増員をしたいと考える株主が、定款変更議案として、「(a)取締役の定数の枠の拡大」と「(b)社外取締役との責任限定契約」を提案するケースについては、仮に、片方のみが可決され、もう一方が否決されたとしても、「当該議決の内容が相互に矛盾する」とまでは言えず、2つの議案とカウントされる可能性が高いのではないかと思われる。

(3) 内容による制限

不適切な内容の株主提案の制限(ポイント②)については、中間試案から大きな変更点はない。細かい点では、中間試案では「株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が**著しく**害されるおそれがある」とされていたのが、要綱案では、(株主提案により)「株主総会の適切な運営が**著しく**妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがある」(太字・

¹⁰ 補足説明 p. 17 など。

¹¹ 会社法制(企業統治等関係)部会第6回会議(2017年10月4日)議事録(<http://www.moj.go.jp/content/001243797.pdf>) p. 30 参照。

¹² 会社法制(企業統治等関係)部会第18回会議(2018年12月12日)部会資料27(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900387.html>) p. 6 参照。

¹³ 以下の事例は、会社法制(企業統治等関係)部会第14回会議(2018年7月4日)部会資料23(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900366.html>) pp. 8-10 の設例に基づく。

下線は筆者)と、「著しく」の位置が後半(株主の共同の利益)から前半(株主総会の適切な運営)に変更されている。

これは、『株主総会の適切な運営が妨げられ』るか否かの方が『株主の共同の利益が害される』か否かよりも客観的な判断に馴染むとも思われるため、『株主総会の適切な運営が妨げられ』るか否かに限定を加えた方が株式会社による恣意的な解釈の余地は狭くなる¹⁴との考えに基づくものと説明されている。

¹⁴ 会社法制(企業統治等関係)部会第11回会議(2018年5月9日)部会資料19
(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900352.html>) p. 16。